

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

| 資料番号 | 9-4 | 担当課 | 健康増進課 | | |
|--|----------------------------|------|--------------------|--------------|---------|
| 法令名 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 根拠条項 | 第17条第2項 第45条第2項 | 不利益処 分の種類 | 健康診断の措置 |
| <p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日法律第114号)</p> <p>(健康診断)</p> <p>第17条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっていると疑うかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。</p> <p><u>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。</u></p> <p>(書面による通知)</p> <p>第23条 第16条の3第5項及び第6項の規定は、都道府県知事が第17条第1項の規定による健康診断の勧告、同条第2項の規定による健康診断の措置、第19条第1項及び第20条第1項の規定による入院の勧告、第19条第3項及び第5項並びに第20条第2項及び第3項の規定による入院の措置並びに同条第4項の規定による入院の期間の延長をする場合について準用する。</p> <p>(新感染症に係る健康診断)</p> <p>第45条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該新感染症にかかっていると疑うかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。</p> <p><u>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。</u></p> <p>3 第16条の3第5項及び第6項の規定は、都道府県知事が第1項に規定する健康診断の勧告又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合について準用する。</p> <p>(検体の採取等)</p> <p>第16条の3</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第3項の規定による検体の採取の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施される者に対し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、</p> | | | | | |

同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
7～11 (省略)

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年12月28日号外厚生省令第99号）

（健康診断の勧告を行う場合等の通知事項）

第13条 法第23条において準用する法第16条の3第5項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する理由
- 二 健康診断の勧告をする場合にあつては、健康診断を受け、又は受けさせるべき期限
- 三 健康診断の措置を実施する場合にあつては、健康診断を行う日時、場所及びその方法
- 四 健康診断の勧告をする場合にあつては、当該勧告に従わない場合に健康診断の措置を実施することがある旨
- 五 入院の勧告、入院の措置又は入院の期間の延長をする理由
- 六 入院の勧告又は入院の措置をする場合にあつては、入院すべき期限及び医療機関
- 七 入院すべき期間又は入院の措置の延長をする期間
- 八 入院の勧告をする場合にあつては、当該勧告に従わない場合に入院の措置をすることがある旨
- 九 法第22条第1項に規定する退院に関する事項
- 十 法第22条第3項の規定により退院を求めることができる旨
- 十一 法第25条に規定する審査請求の特例に関する事項
- 十二 その他必要と認める事項

2 (省略)